

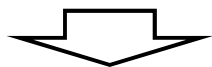
令和4年度千葉県国土利用計画地方審議会

議案説明資料

千葉県

【整理番号1】農業地域を縮小する必要性(個別規制法に基づく措置との関係について)

- ・本地区は今後、無秩序な開発が進行しスプロール化が懸念されることや、災害拠点として整備が必要な地区であることから、市は早期に市街化区域に編入し、土地区画整理事業による計画的な基盤整備によって、適正かつ合理的な土地利用の整序が必要と考えている。
- ・現在、土地区画整理組合設立準備会により、事業計画の検討が進められている。



市街化区域への編入手続き

(都市計画法に基づく手続き)

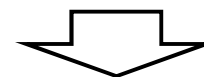
- ・習志野市からの申し出により市街化区域への編入手続き開始
- ・今後、県都市計画審議会において市街化区域への編入を審議し、年度内に都市計画変更及び告示予定

農業振興地域からの除外

(農振法に基づく手続き)

- ・農振法の規定により、市街化区域と農業振興地域の重複が認められていないことから、農業振興地域の縮小手続きを進めている。

同時



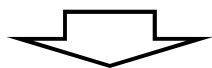
今回審議

農業地域の縮小(国土利用計画法に基づく手続き)

- ・土地利用基本計画図における農業地域は農振法における農業振興地域として指定されている区域であることから、上記の都市計画法、農振法に基づく手続きと併せて、土地利用基本計画図の農業地域を縮小する。

【整理番号2】農業地域を縮小する必要性(個別規制法に基づく措置との関係について)

- ・本地区は、「田園型居住地創出拠点」として、成田国際空港の更なる機能強化の集団移転の代替地等として、市街地整備を予定している地区である。
- ・事業の実施に当たり、芝山町は用途地域を新たに指定し、計画的な市街地整備を進めることとしている。



用途地域の指定手続き

(都市計画法に基づく手続き)

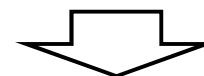
- ・芝山町から県へ、用途地域指定の協議開始(事前協議終了済)
- ・今後、町都市計画審議会において用途地域の指定を審議し、年度内に都市計画変更及び告示予定

農業振興地域からの除外

(農振法に基づく手続き)

- ・農振法の規定により、原則として用途地域に農用地区域は含まないとされているため、農業振興地域の縮小手続きを進めている。

同時



今回審議

農業地域の縮小(国土利用計画法に基づく手続き)

- ・土地利用基本計画図における農業地域は農振法における農業振興地域として指定されている区域であることから、上記の都市計画法、農振法に基づく手続きと併せて、土地利用基本計画図の農業地域を縮小する。

【整理番号3, 4, 5】農業地域を縮小する必要性(個別規制法に基づく措置との関係について)



令和2年1月31日 「成田空港の更なる機能強化」について、国が許可(航空法)

空港拡張用地を農業振興地域から除外する手続きを現在進めている。

今回審議

土地利用基本計画図における農業地域は農業振興地域として指定されている区域であることから、上記手続きと併せて、土地利用基本計画図の農業地域を縮小する。

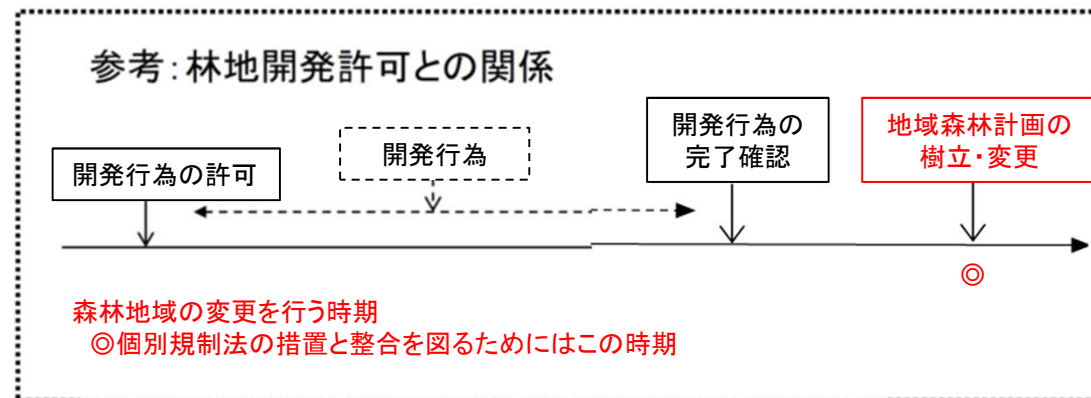
【整理番号6～27】森林地域を縮小する必要性(個別規制法に基づく措置との関係について)

森林地域の変更については、以下の理由により、森林法に基づく地域森林計画の変更時に併せて手続きを行うこととされている。

- ・森林地域の定義は「森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる私有林の区域として定められている地域」とされている。
- ・国からの通知で土地利用基本計画図における森林地域の変更は、地域森林計画の変更が行われる段階で行うことが望ましいとされている。

○国通知「個別5法の国等との調整手続と土地利用基本計画の国との調整手続との関係上の留意点」(平成29年10月) 抜粋

開発に伴い森林地域を縮小する場合は、地域森林計画の変更が行われる段階で行うことが望ましい。また、森林地域を拡大する場合も同様の取扱いとなる。



【整理番号6～27】森林地域を縮小する必要性(個別規制法に基づく措置との関係について)

地域森林計画(森林法第5条)

策定主体：都道府県知事

計画期間：10年

作成頻度：5年ごと

千葉県地域森林計画

○千葉県北部地域森林計画

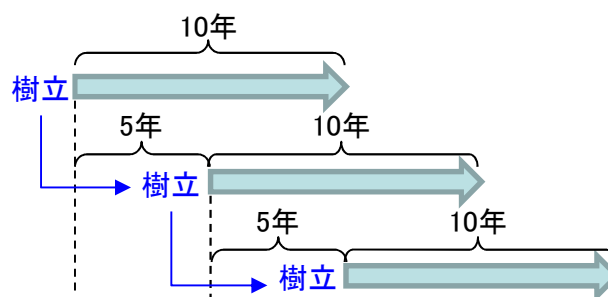
計画作成(樹立)年：平成29年

計画期間：平成30年度～令和9年度

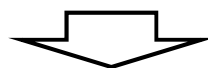
○千葉県南部地域森林計画

計画作成(樹立)年：令和元年

計画期間：令和2年度～令和11年度



地域森林計画は5年ごとに作成する必要があるため、千葉県北部地域森林計画は今年度、変更手続きを進めている。



今回審議

土地利用基本計画図における森林地域は地域森林計画の対象民有林であることから、上記手続きと併せて、土地利用基本計画図の森林地域を縮小する。

【整理番号6～27】森林地域の縮小案件概要

市町村別・変更理由別案件集計表(森林地域)

市町村名	変更理由別			
	圏央道	住宅地	工業団地	太陽光発電施設
千葉市			1	
茂原市	2		1	
成田市				1
東金市				1
市原市				7
八千代市		1		
香取市				2
山武市				2
大網白里市	1			
多古町			1	
長南町	1			1
件数合計	4	1	3	14
(面積合計)	(85ha)	(54ha)	(35ha)	(170ha)